

門 真 市 広 報 連 絡 表	総合政策部秘書広報課
提 供 日 平成 26 年 11 月 10 日 (月)	写 真
場 所	有 ・ 無
固定資産税及び都市計画税（家屋）評価計算誤りによる過大な賦課処分について	

概 要

固定資産税及び都市計画税の課税対象である家屋に係る評価額計算に誤りがあり、納税義務者 40 人に対し、最長で平成 9 年度から平成 26 年度分までの固定資産税及び都市計画税を過大に賦課処分していました。

経 緯

平成 26 年 6 月上旬に、納税者への課税説明のため、家屋の評価計算書を確認したところ、新築当初に行った評価計算に誤りがあり、それ以降の各年度の固定資産税及び都市計画税を過大な評価額で課税していたことが判明しました。

その後、同年 8 月下旬までに、他の物件につきまして同様の誤りがないか点検を行ったところ、平成 8 年から平成 16 年新築の 4 階建て以上の家屋 31 棟の評価額に誤りがあり、40 人に過大な評価額で課税を行っていたことが判明しました。

原 因

4 階建て以上の家屋の屋根部分に係る評価額につきまして、計算単位を「建床面積」とするところを「3 階以上の各階の合計床面積」の過大な数値で計算を行っていたためです。

具体的には、計算床面積を示す指数をシステムにより自動付設していましたが、4 階建て以上の家屋ではその指数が適正に反映されないため、評価担当者がその都度、手修正で正しい数値に入力し直す必要があったところを、一部の家屋につきまして手修正が漏れていたことと、課内での点検が不十分であったことに起因するものです。

対象者及び総額(固定資産税及び都市計画税)

対象人数 40 人

総額 錯誤税額 5,907,600 円

(一人当たり最高額 1,368,200 円、最低額 4,000 円)

還付加算金 (利息相当額) 約 250 万円

地方税法上の時効 (5 年) を経過した分については、「門真市固定資産税等に係る返還金事務取扱要綱」に基づき返還を行います。

今後の対応

速やかに、対象者の方へ事情説明を行い、過徴収となっている税額について全額還付の手続きを行う方針です。

課税課長のコメント

対象となった納税者にはご迷惑をおかけしましたこと並びに税務行政の信頼を損ねましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、事務執行にあたって評価計算の確認を複数人で対応し、チェックリストを設けることとし、再発防止に努めてまいります。

【問合先】	課税課長	はるた 春田	よしあき 義昭	電話 06-6902-7191
	課税課長補佐	ふなき 船木	しんじ 慎二	電話 06-6902-5898